



発行 株式会社青木会計 あおぞら税理士法人
 〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目56番地
 TEL 024-944-9222 FAX 024-943-5711

100号記念 青木会計グループ新社屋建築のお知らせ

2018年3月の竣工を目指して、青木会計グループ新社屋の建築工事が始まりましたことをお知らせいたします。場所は現在の社屋の向側(西側)で、災害用品備蓄庫を設置し駐車場として使用している所に建築いたします。住所、電話番号等の変更がないように手続きを進めております。

現在、青木会計グループは4つの法人と行政書士事務所及び社会保険労務士事務所等で構成され、県内に3か所の税理士法人の事務所があります。郡山の事務所には約50名の職員が従事しており、2階の会議室を利用しても手狭の状況にありました。震災の折には事務所も甚大な損傷(全壊判定)を被りましたが、検査の結果、基礎及び鉄骨には異常がないことが確認されました。また、震災の年の9月に発生した水害の復旧工事により、鉄骨と設備以外の殆どを交換しましたので、この社屋の活用方法と合わせて、新社屋の計画を検討してまいりました。

新社屋は、3階建てで、1階はお客様をお迎えするスペースとして遮音設備の整った応接・打ち合わせルームとしました。2階は職員全員が一堂に会せる執務室、3階は書類の保管と管理部門というように、機能別にフロアー分けをして、情報セキュリティーを高め、バリアフリーの構造としました。現社屋は、約100名収容可能なセミナー会場として整備し、お客様向けの情報発信機能を高めて参ります。

また、更に、キッチン付きの休憩談話室(勿論、お客様にもご利用いただけます。)や予備の会議室等として活用する予定です。

現社屋は、弊社創業20周年にあたる平成元年に竣工されたものです。2度の水害と大震災に耐えた社屋は、創業50年目にあたり、変わらぬ理念を含有しているものとして、福島復興と共に引き継いで参ります。工事中は、何かとご不便をおかけすることになりますが、何よりも安全第一で工事を進めて参りますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。青木会計通信100号記念にあたり、謹んでご報告申し上げます。

【新社屋完成予定図】



お仕事カレンダー

9月11日(月)	源泉所得税・住民税特別徴収分の納付期限(8月分) 一括有期事業開始届(建設業)の届出期限
9月16日(土)	新卒高校生の採用選考・内定開始
10月2日(月)	7月決算法人の申告・納税、1月決算法人の予定納税申告・納付期限 (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下) 1月・4月・10月決算法人の消費税予定納税申告・納付期限 (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下)

平成29年9月分から厚生年金保険料率が変わります

平成16年の法律改正により、厚生年金保険の保険料率は平成29年9月まで毎年改定されることになっています。

平成29年9月分(同年10月31日納付期限分)からの保険料率は、右表のとおりです。

	一般	坑内員・船員
	厚生年金基金加入者	厚生年金基金加入者
現行	18.182% 13.182%~15.782%	18.184% 13.184%~15.784%
変更後	18.300%	13.300%~15.900%

厚生年金基金に加入している方の保険料率は、厚生年金基金に未加入の方の保険料率から、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4~5.0%)を控除した率となります。

免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

仕事と育児の両立を支援する助成金制度

仕事と育児の両立は近年、注目を浴び続けているテーマであり、政府も育児・介護休業法を改正し支援を行っています。また、この他にも各種助成金制度が設けられており、企業に積極的な取組みを促しています。そこで、今回は育児・介護関連の助成金である両立支援助成金のうち、育児に関する支援として3つのコースを解説いたします。

出生時両立支援コース

出生時両立支援コースは、男性従業員が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、一定期間の連続した育児休業を取得した場合に助成金が支給されるものです。対象となる育児休業は、子の出生後8週間以内に開始するものであり、中小企業は連続5日以上、大企業は連続14日以上取得が必要です。

助成金額は、1人目の育児休業取得者に対し中小企業57万円、大企業28.5万円、2人目に対し中小企業・大企業ともに14.25万円です。

育児休業等支援コース

育児休業等支援コースは、育児休業の円滑な取得と職場復帰を目指すものであり、育児休業を取得する従業員に対し、「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って育児休業を取得し、職場復帰させた場合に助成金が支給されます。

この助成金は中小企業のみが対象であり、育児休業取得時に28.5万円、職場復帰時に28.5万円、さらに育児休業期間中に育児休業取得者の職場支援の取組をした場合に、職場復

帰時に加算する形で19万円の助成金額が支給されます。1企業に対し2名の対象者まで支給されますが、その内訳は無期雇用従業員1名、有期雇用従業員1名となっています。

また、この他にも育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を現職等に復帰させた場合に支給されるものもあります。対象になる育児休業は3ヶ月以上のものであり、代替要員は派遣社員でもよいとされています。

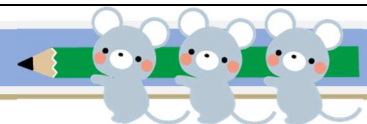
再雇用者評価処遇コース

再雇用者評価処遇コースは、妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した従業員が、再度就業ができるようになったときに復職（再雇用）ができ、その際、適切に評価され、配置・処遇が行われる再雇用制度を導入し、実際に対象となる人が発生した場合に、助成金が支給されます。

再雇用者5人までが対象になりますが、再雇用者1人目は中小企業38万円、大企業28.5万円が支給され、2~5人目は中小企業28.5万円、大企業19万円が支給されます。

ここで挙げた助成金額は基本支給部分であり、別途設けられている生産性要件の基準を満たした場合には、助成金額が加算されることになっています。今回取り上げた助成金については、対象者が発生する場合には比較的活用しやすいものだと思います。申請を検討される場合には、事前に詳細な情報を厚生労働省のホームページ等で入手することをお勧めいたします。

お 仕 事 備 忘 録



1. 平成29年9月分（10月納付分）から厚生年金保険の保険料率が改定

今月分から厚生年金保険料が変更になり、0.118%引き上げられて18.300%となります。変更後の保険料は平成29年9月分（10月納付分）から平成30年8月分（9月納付分）まで適用されますので、給与からの控除間違いのないように注意が必要です。

2. 社会保険料定時決定結果の反映（9月より）

7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。新しい標準報酬月額に基づいた保険料は、9月分（10月末納付）からです。従業員の給与からの社会保険料控除（翌月控除、当月控除）については各々の取扱いをご確認ください。

3. 障害者雇用支援月間

9月は障害者雇用支援月間です。平成30年4月には障害者雇用促進法の改正に基づき、新たに精神障害者が障害者雇用率の算定に加わるとともに、民間企業の障害者雇用率が現行の2.0%から2.2%へと引き上げになります。また、将来的には2.3%への引き上げも決定されていますので、雇用する障害者数が障害者雇用率を満たしていない企業は、障害者雇用に向けて採用活動を強化していきましょう。

【各都道府県で地域別最低賃金額が変わります！】

福島県と宮城県の最低賃金、適用年月日は下表のとおりです。
他の県の最低賃金については厚生労働省のHPをご参照ください。

件 名	最低賃金時間額（平成28年度最低賃金）	発効年月日
福島県最低賃金	726円（705円）	平成28年10月1日
宮城県最低賃金	748円（726円）	平成28年10月5日